

省エネ判定を要した建築物の完了検査及び仮使用認定申請手数料の加算額

単位：円

省エネ適判対象建築物の床面積 (棟ごと)	料 金
500 m ² 以内	10,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	17,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	22,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	43,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内	47,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	53,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	68,000
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	83,000
20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以内	111,000
30,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	120,000
40,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	129,000
50,000 m ² を超え	別途見積もり

- ※1 加算額は、適合性判定を要した建築物ごとに算出した額の合計額とする。(ス)
- ※2 他機関で適合判定通知書等の交付を受けた場合の加算額は、上記表の各区分の額の2倍とする。(サ) (ス)
- ※3 増改築の場合で既存部分の BEI 値にデフォルト値 (1.2) を適用している場合の対象床面積は、既存部分を除いた床面積とする。
ただし、既存部分の BEI 値にデフォルト値 (1.2) を適用しない場合の対象床面積は、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。
- ※4 建築物全体が当該省エネ適合性判定の計算対象とならない場合は、当該加算額は加算しない。(ス)
- ※5 適合性判定を要した建築物の仮使用認定申請の場合は、当該仮使用する部分の床面積 (適合性判定を要した部分に限る。) を対象床面積とする。

低炭素建築物技術的審査料金

1 住宅

(税込額/単位：円)

建 築 物 の 種 類	料 金		
一 戸 建 て の 住 宅	型 式 ※1	2 3,0 0 0	
	上記以外	3 0,0 0 0	
共 同 住 宅 ※2 ※3	住 戸 の み	1 住戸	3 0,0 0 0
		2 住戸	4 5,0 0 0
		3～5 住戸	6 0,0 0 0
		6～10 住戸	8 5,0 0 0
		11～25 住戸	1 1 0,0 0 0
		26 住戸以上	見積りによる
	建 築 物 全 体	2 住戸	5 0,0 0 0
		3～5 住戸	6 5,0 0 0
		6～10 住戸	9 0,0 0 0
		11～25 住戸	1 2 0,0 0 0
	26 住戸以上	見積りによる	

※ 1 型式とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいう。

※ 2 共同住宅には、長屋を含む。

※ 3 共同住宅の申請の別が、「建築物全体及び住戸の部分」の場合は、建築物全体の料金とする。

※ 4 変更手数料は、上記表の額の 2 分の 1 の額（千円未満を切り上げ）とする。

※ 5 センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、（低炭素建築物技術的審査依頼書の内容と同一又は同一の内容の部分を含む場合をいう。）一戸建て住宅は、10,000 円（税込）、共同住宅は上記金額の 2 分の 1 の額（千円未満切り上げ）とする。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期使用構造等確認書
- ③ 住宅性能証明書（断熱等性能等級 4 以上、一次エネルギー消費量等級 4 以上）
- ④ 現金取得者向け新築対象住宅証明書（断熱等性能等級 4 以上、一次エネルギー消費量等級 4 以上）
- ⑤ BELS 評価書
- ⑥ 性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証
- ⑦ フラット 35S（省エネルギー対策）

2 非住宅建築物

【モデル建物法】

(税込額 / 単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類（別表による）		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300 m ² 未満	94,000	43,000	61,000
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	125,000	56,000	81,000
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	157,000	71,000	102,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	200,000	81,000	129,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	250,000	95,000	157,000
10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	282,000	110,000	169,000
20,000 m ² 以上～50,000 m ² 未満	338,000	130,000	203,000
50,000 m ² 以上	別途見積り	別途見積り	別途見積り

【標準入力法・主要室入力法】

(税込額 / 単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類（別表による）		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300 m ² 未満	188,000	110,000	130,000
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	250,000	146,000	173,000
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	313,000	182,000	216,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	400,000	221,000	270,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	538,000	299,000	378,000
10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	563,000	319,000	392,000
20,000 m ² 以上～50,000 m ² 未満	675,000	383,000	470,000
50,000 m ² 以上	別途見積り	別途見積り	別途見積り

- ※1 審査対象床面積の合計が 50,000 m²以上の場合は、別途見積りによる。
- ※2 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積りによる。
- ※3 敷地内に複数の建築物がある場合、審査対象建築物ごとに技術的審査申請が必要となる。
- ※4 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。
- ※5 当該建築物に用途分類が複数ある場合は、一部でも①の用途が含まれている建築物は①の料金とし、①の用途が全く含まれていない建築物で、一部でも③の用途が含まれている建築物は③の料金とする。
- ※6 モデル建物法の場合でモデル建物の数^(注1)が2の場合の料金は、上記表の料金の1.2倍とする。モデル建物の数^(注1)が3以上の場合は、上記表の料金の1.3倍とする。
(注1)「モデル建物の数」とは、モデル建物法入力支援ツールの「モデル建物法複数用途集計」の各建築物用途の数をいう。
- ※7 適合通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法（主要室

入力法を含む。)に変更等、計算方法を変更する場合、直前の審査を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。

※8 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金とする。この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅の建築物全体とする。

※9 適合通知書の再発行料金は、1通につき2,000円（税込）とする。

※10 審査料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。

※11 表中の用途区分に記載の用途については、センターの建築物省エネ法判定業務規程の別表4に定める用途とする。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条及び第41条の認定に係る技術的審査料金

1 第35条の性能向上計画認定に係る技術的審査料金

戸建住宅（新築住宅）

(税込額/単位:円)

単独申請		住宅性能評価等同時申請	
手数料の額	住宅型式性能認定等の額	評価基準 5-1 の場合	評価基準 5-1 及び 5-2 の場合
30,000	23,000	11,000	6,000

共同住宅等（新築住宅）

(税込額/単位:円)

		単独申請	住宅性能評価等同時申請	
			評価基準 5-1 の場合	評価基準 5-1 及び 5-2 の場合
共同住宅等 (住戸の部分のみ)	2戸	45,000	15,000	8,000
	3～5戸	60,000	20,000	12,000
	6～10戸	85,000	30,000	15,000
	11～25戸	110,000	40,000	20,000
	26戸以上	別途見積もり		
建築物全体	2戸	50,000	25,000	18,000
	3～5戸	65,000	33,000	20,000
	6～10戸	90,000	45,000	30,000
	11～25戸	120,000	60,000	40,000
	26戸以上	別途見積もり		

※共同住宅の申請の別が「建築物全体及び住戸の部分」の場合は、建築物全体の料金とする。

※「住宅型式性能認定等」とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいう。

※「住宅性能評価等」とは、センターが発行した次の各号に該当する書類で法第35条又は第41条の認定に係る技術的審査依頼書の内容と同一又は同一の内容の部分を含む場合に適用する。

- ①設計住宅性能評価書
- ②長期使用構造等確認書
- ③住宅性能証明書（断熱等性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上）
- ④現金取得者向け新築対象住宅証明書（断熱等性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上）
- ⑤BELS 評価書
- ⑥低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑦フラット 35S（省エネルギー対策）

※変更手数料は、新規申請手数料の2分の1の額とする。（千円未満切り上げ）

※既存住宅は、別途見積もりとする。

2 第41条の性能表示認定に係る技術的審査料金

戸建住宅

(税込額/単位:円)

	一次エネルギー消費基準		仕様基準	
	手数料の額	住宅型式性能認定等の額	手数料の額	住宅型式性能認定等の額
単独申請	30,000	23,000	14,000	6,000
住宅性能評価等同時申請	6,000	6,000	3,000	3,000

共同住宅等

(税込額/単位:円)

		一次エネルギー消費基準	仕様基準	住宅性能評価等同時申請	
				評価基準5-1の場合	評価基準5-1及び5-2の場合
住戸の部分のみ	2戸	45,000	18,000	15,000	8,000
	3～5戸	60,000	20,000	20,000	12,000
	6～10戸	85,000	30,000	30,000	15,000
	11～25戸	110,000	40,000	40,000	20,000
	26戸以上	別途見積もり			
建築物全体	2戸	50,000	/	25,000	18,000
	3～5戸	65,000		33,000	20,000
	6～10戸	90,000		45,000	30,000
	11～25戸	120,000		60,000	40,000
	26戸以上	別途見積もり			

※共同住宅の申請の別が、「建築物全体及び住戸の部分」の場合は、「建築物全体」の料金とする。

※「住宅型式性能認定等」とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいう。

※「住宅性能評価等」とは、センターが発行した次の各号に該当する書類で法第35条又は第41条の認定に係る技術的審査依頼書の内容と同一又は同一の内容の部分を含む場合に適用する。

- ①設計住宅性能評価書
- ②長期使用構造等確認書
- ③住宅性能証明書（断熱等性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上）
- ④現金取得者向け新築対象住宅証明書（断熱等性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上）
- ⑤BELS評価書
- ⑥低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑦フラット35S（省エネルギー対策）

※変更手数料は、新規申請手数料の2分の1の額とする。（千円未満切り上げ）

※新築後に増改築等がある場合は、別途見積もりとする。

3 非住宅建築物

【モデル建物法】

(税込額／単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、 集会所等	②工場等	③左記以外
300㎡未満	94,000	43,000	61,000
300㎡以上～1,000㎡未満	125,000	56,000	81,000
1,000㎡以上～2,000㎡未満	157,000	71,000	102,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	200,000	81,000	129,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	250,000	95,000	157,000
10,000㎡以上～20,000㎡未満	282,000	110,000	169,000
20,000㎡以上～50,000㎡未満	338,000	130,000	203,000
50,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

【標準入力法・主要室入力法】

(税込額／単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、 集会所等	②工場等	③左記以外
300㎡未満	188,000	110,000	130,000
300㎡以上～1,000㎡未満	250,000	146,000	173,000
1,000㎡以上～2,000㎡未満	313,000	182,000	216,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	400,000	221,000	270,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	538,000	299,000	378,000
10,000㎡以上～20,000㎡未満	563,000	319,000	392,000
20,000㎡以上～50,000㎡未満	675,000	383,000	470,000
50,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

※1 審査対象床面積の合計が50,000㎡以上の場合は、別途見積りとする。

※2 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積りとする。

※3 敷地内に複数の建築物がある場合、審査対象建築物ごとに技術的審査申請が必要となる。

※4 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。

※5 当該建築物に用途分類が複数ある場合は、一部でも①の用途が含まれている建築物は①の料金とし、①の用途が全く含まれていない建築物で、一部でも③の用途が含まれている建築物は③の料金とする。

※6 モデル建物法の場合でモデル建物の数^(注1)が2の場合の料金は、上記表の手数料の1.2倍とする。

モデル建物の数^(注1)が3以上の場合は、上記表の料金の1.3倍とする。

(注1)「モデル建物の数」とは、モデル建物法入力支援ツールの「モデル建物法複数用途集計」の各建築物用途の数をいう。

- ※7 適合通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に 0.5 を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更する場合、直前の審査を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- ※8 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金とする。この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅の建築物全体とする。
- ※9 適合通知書の再発行料金は、1 通につき 2,000 円（税込）とする。
- ※10 審査料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。
- ※11 表中の用途区分に記載の用途については、センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程の別表 4 に定める用途とする。

BELS 評価料金

戸建て住宅

(税込額/単位:円)

	単独申請		住宅性能評価等同時申請 ^{※2} (型式、一般)	
	一般	型式 ^{※1}	外皮 (評価基準 5-1)	外皮+一次エネルギー (評価基準 5-2) ^{※5}
一戸建て住宅	30,000	23,000	11,000	6,000

共同住宅等

(税込額/単位:円)

		単独申請		住宅性能評価等同時申請 ^{※2}	
				外皮 (評価基準 5-1)	外皮+一次エネルギー (評価基準 5-2) ^{※5}
共同住宅等 ^{※3、※4}	住戸のみ	1住戸	30,000	11,000	6,000
		2住戸	45,000	15,000	8,000
		3~5住戸	60,000	20,000	12,000
		6~10住戸	85,000	30,000	15,000
		11~25住戸	110,000	40,000	20,000
		26住戸以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり
	建築物全体	2住戸	50,000	25,000	18,000
		3~5住戸	65,000	33,000	20,000
		6~10住戸	90,000	45,000	30,000
		11~25住戸	120,000	60,000	40,000
	26住戸以上	見積もり	見積もり	見積もり	

※1 型式とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいう。

※2 「住宅性能評価等」とは、センターが発行した次の各号に該当する書類で当該評価申請書の内容と同一又は同一の内容の部分を含む場合に適用する。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期使用構造等確認書
- ③ 住宅性能証明書 (断熱等性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)
- ④ 現金取得者向け新築対象住宅証明書 (断熱等性能等級4以上、一次エネルギー消費量等級4以上)
- ⑤ 性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証
- ⑥ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑦ フラット35S (省エネルギー対策)

※3 共同住宅等には、長屋を含む。

※4 申請の別が、「建築物全体及び住戸の部分」の場合は、建築物全体の料金とする。

※5 外皮性能により評価する場合、「住宅性能評価等」により外皮性能が確認できる場合を含む。

※6 変更手数料は、新規申請手数料の2分の1の額とする。(千円未満切り上げ)

非住宅建築物

【モデル建物法】

(税込額/単位:円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300㎡未満	94,000	43,000	61,000
300㎡以上~1,000㎡未満	125,000	56,000	81,000
1,000㎡以上~2,000㎡未満	157,000	71,000	102,000
2,000㎡以上~5,000㎡未満	200,000	81,000	129,000
5,000㎡以上~10,000㎡未満	250,000	95,000	157,000
10,000㎡以上~20,000㎡未満	282,000	110,000	169,000

20,000 m ² 以上～50,000 m ² 未満	338,000	130,000	203,000
50,000 m ² 以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

【標準入力法・主要室入力法】

(税込額/単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、 集会所等	②工場等	③左記以外
300 m ² 未満	188,000	110,000	130,000
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	250,000	146,000	173,000
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	313,000	182,000	216,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	400,000	221,000	270,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	538,000	299,000	378,000
10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	563,000	319,000	392,000
20,000 m ² 以上～50,000 m ² 未満	675,000	383,000	470,000
50,000 m ² 以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

- ※1 評価対象床面積の合計が 50,000 m²以上の場合は、別途見積もりによる。
- ※2 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積もりによる。
- ※3 敷地内に複数の建築物がある場合、評価対象建築物ごとに評価申請が必要となる。
- ※4 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。
- ※5 当該部分に用途分類が複数ある場合は、一部でも①の用途が含まれている建築物は①の料金とし、①の用途が全く含まれていない建築物で、一部でも③の用途が含まれている建築物は③の料金とする。
- ※6 モデル建物法の場合でモデル建物の数^(注1)が2の場合の料金は、上記表の料金の1.2倍とする。モデル建物の数^(注1)が3以上の場合の料金は、上記表の料金の1.3倍とする。
(注1)「モデル建物の数」とは、モデル建物法入力支援ツールの「モデル建物法複数用途集計」の各建築物用途の数をいう。
- ※7 複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金とする。
この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅の建築物全体とする。
- ※8 評価を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更等、計算方法を変更する場合、直前の評価を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- ※9 評価書の再発行料金は、1通につき2,000円(税込)とする。
- ※10 評価料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。
- ※11 表中の用途区分に記載の用途については、センターの建築物省エネ法判定業務規程の別表4に定める用途とする。

省エネ適合性判定料金

【モデル建物法】

(税込額 / 単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類（別表4による）		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300 m ² 未満	94,000	43,000	61,000
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	125,000	56,000	81,000
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	157,000	71,000	102,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	200,000	81,000	129,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	250,000	95,000	157,000
10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	282,000	110,000	169,000
20,000 m ² 以上～50,000 m ² 未満	338,000	130,000	203,000
50,000 m ² 以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

【標準入力法・主要室入力法】

(税込額 / 単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類（別表4による）		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300 m ² 未満	188,000	110,000	130,000
300 m ² 以上～1,000 m ² 未満	250,000	146,000	173,000
1,000 m ² 以上～2,000 m ² 未満	313,000	182,000	216,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	400,000	221,000	270,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	538,000	299,000	378,000

10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	563,000	319,000	392,000
20,000 m ² 以上～50,000 m ² 未満	675,000	383,000	470,000
50,000 m ² 以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

- (1) 判定対象床面積の合計が 50,000 m²以上の場合は、別途見積もりによる。
- (2) 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積もりによる。
- (3) 敷地内に複数の建築物がある場合、適合義務対象建築物ごとに適合判定申請が必要となる。
- (4) 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分の BEI にデフォルト値を採用する計算方法の場合は、増改築部分の非住宅部分の用途、面積により料金を算定する。
- (5) 当該建築物に用途分類が複数ある場合は、一部でも①の用途が含まれている建築物は①の料金とし、①の用途が全く含まれていない建築物で、一部でも③の用途が含まれている建築物は③の料金とする。
- (6) モデル建物法の場合でモデル建物の数^(注1)が2の場合の料金は、上記表の料金の1.2倍とする。モデル建物の数^(注1)が3以上の場合は、上記表の料金の1.3倍とする。
(注1)「モデル建物の数」とは、モデル建物法入力支援ツールの「モデル建物法複数用途集計」の各建築物用途の数をいう。
- (7) 判定通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更する場合、直前の判定を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- (8) 軽微変更該当証明の申請料金は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- (9) 当該建築物の建築確認申請を他の確認検査機関（行政庁を除く。）に申請する場合は、上記表の額に1.5を乗じた額とする。
- (10) 当該建築物に計算の対象となる室、設備が無い場合は、上記表によらず20,000円（税込）とする。
- (11) 判定通知書の再発行料金は、1通につき2,000円（税込）とする。
- (12) 判定料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。